

オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連携協議会設置要綱

(目 的)

第1条 オホーツク地域が、スポーツ合宿の先進地域として、連携してスポーツ合宿誘致を推進し、スポーツを通じて地域の活性化を図ることを目的に、オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) オホーツク地域のスポーツ合宿誘致の取組の推進に必要な方策に関すること。
- (2) オホーツク地域のスポーツイベントの推進など、スポーツ関連事業の推進に必要な方策に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

(組 織)

第3条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) オホーツク管内市町村
- (2) 北海道オホーツク総合振興局
- (3) 北海道教育庁オホーツク教育局

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長が予め指定する者が会長を代理する。

(開 催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課が担う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。